

土砂災害特別警戒区域・がけ地付近から住宅を移転する際の費用の一部を補助します

府中町がけ地近接等危険住宅移転事業

府中町では、国及び広島県と共同して、町民の安全を守ることを目的として、がけ地付近の対象区域内からの移転に対する補助金交付制度を創設しました。

次のいずれかの区域にあり、区域に指定される前から建てられている住宅が対象です。

がけ条例建築制限区域(広島県建築基準法施行条例第4条の2)

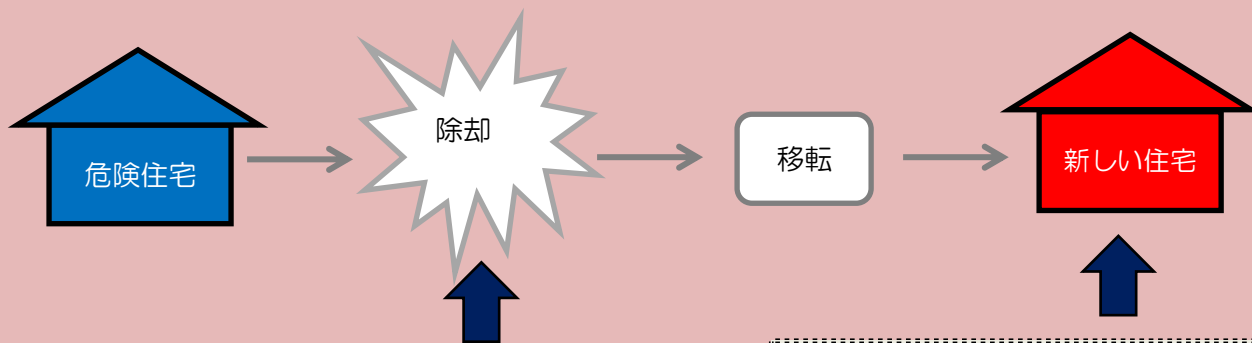
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)(土砂災害防止法第9条)

急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法第3条)

補助の内容

対象区域にある**建物の除却費**と、**移転先の住宅の建設又は購入のため**

の借入金利子に対し、補助金を交付します。(千円未満切捨て)



除却費に対する補助額の上限 **97万5千円**

借入金の利子に対する補助額の上限

- ・建物：**319万円**
- ・土地：**96万円**

事業の実施方法

この事業は、①事前協議・交付申請 ②交付決定 ③着手 ④完了実績報告の手続きを経て、申請者に補助金が交付されます。またすべての書類は下記の提出先まで提出してください。

① 事前協議・交付申請

町と事前協議のうえ、補助金交付を希望される方は、交付申請書を提出してください。

② 交付又は不交付の決定

交付申請を受けて、内容の審査を町及び広島県で行い、交付又は不交付の決定を申請者に通知します。

③ 着手

交付決定の通知を受けた後に事業に着手してください。

④ 完了実績報告

事業完了後、実績報告書を期間内に提出してください。

【期間：事業完了後 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日】

⑤ 補助金の交付

請求書の提出を受けた後に、申請者に補助金を交付します。

お問い合わせ・交付申請書類の提出先



府中町建設部建築課住宅係

〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号

TEL：082-286-3174

〔受付：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～12:00 13:00～17:15〕

ホームページ：<http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/>

※ 申請に関する要綱・様式は府中町のホームページからダウンロードできます。